

本研究所に所蔵の『十六羅漢記』に、表題の「十六羅漢記」のほかに、「丈六金色阿弥陀仏像支度注文案」（久寿2年）および「丈六像座飴支度注文案」（久寿2年）が所収され、これらについてもすでに『平安遺文』（竹内理三編、第10巻、補81・80）に紹介されている。^{註1}『十六羅漢記』は、さらに続けて「仏乃寸法」なる記録を所収しているが、これは前二者の注文案と直接関係するものではないけれども、仏像制作上の規準（規矩）の知れる稀有な記録と考えられるので、ここに全文を紹介し、若干の検討を加えておきたい。

「仏乃寸法」の検討 この「仏乃寸法」は、『十六羅漢記』（本文楮紙、粘葉綴、縦16.1cm×横15.6cm）の最終1丁（4頁）に記されるもので、内容を分類すると、計28項目にわたって仏像の部位についておのれの規準を述べている。奥跋には「已上大宮說也」とあるほかは年記がない。^{註2}しかし、この書写年代は前掲の両「丈六支度注文案」とほぼ同じ平安時代末頃とみて間違いないものと考えられる。

「仏乃寸法」の内容は、先述のように計28項目の仏像部位について、それぞれに「面」(面長)を規準にした長さを示しているが、ここでまず規準が面長であるのが注目される。そこで各項目について検討を加えると以下のようになる。

①「耳ノ内」=面幅(面張)。つまり、両耳を除く顔面の最大張を指すものであろう。ただし、註記の「オトガヒ(頤)ノンタ(下)ヨリトル」は、面幅の註記としては不可解であるから、この場合、初項目であることを考えると、「面一」の規準内容について指示しているもの

(10)	耳ノ上ノヒロサハ面ノ三ツオリヒトツ
(11)	腰ノオヒヨリウヘ腹ノ横ノシハマテハ
(12)	面一ソノウヘ乳ノシモマテハ面半
(13)	左右脇ノ広ハ面二
(14)	膝ヨリシモ足ノウラマテハ面三
(15)	裳(イ)下ノヒロサハ面(二)
(16)	不動尊ノアシノモノスヨリイテ
(17)	不動尊ノ右拳ハナカスミニ面一
(18)	不動尊ノ帶ハ背アカリニス面半也
(19)	イカモ、ノ腰ユリタルハ面ノ半ヨリ
(20)	右足ノウチノツフ、シヲナカスミニアツ
(21)	足ノ長ハ面一半
(22)	ヒラノ長ハ面一
(23)	ヒラヨリキヒスノウシロマテハ面半也
(24)	躰ノアツサハ面一不動尊ハ分ヲマスヘシ
(25)	一尺ノ仏ハ面一寸可増一分也
(26)	鼻長ハ面三ツオリタツ
(27)	鼻ノ広ハ面ヲ三ツオリ悪或ハヨツオリ吉
(28)	掌ノ長ハ面一ユヒノサキヨリタナコロノシモマテ
(29)	鼻サキト腹トハ同程ニ出タリ
(30)	已上大宮説也

であろう。この「面一」とは、常識的に考えても面長(髪際～頤)を1とした基準と解されるが、以下の諸項目においても規準値として矛盾しない。ただ、この場合、創建期東大寺大仏の法量に見

第1図 「仏乃寸法」

える「面長」が頭長(肉髻下～頤)を指していた(『年報』1971参照)のとは異っているのが注意されよう。②「左右ノ耳ノハリ」=耳張。文字通り解すれば、左右の耳の最大張と考えられるが、これが面1半ではやや過大なきらいがある。③「耳ノ長」=いわゆる耳の長さ。④「左右ノ耳ヨリ項(うなじ)ノ広」=未詳。これが耳の位置から襟首までの奥行きを示すものとすれば、面1半はかなり過大であり、果して妥当な解釈か疑わしい。⑤「ヒチ(肘)ノウヘ(上)」=上膊の長さ。右肩から肘先まで、つまり上膊の長さに当るものか。この場合でもやや過大。⑥「ヒチ(肘)ヨリシモ(下)」=前膊の長さ。前例と対応して前膊の長さが考えられるが、やはり過大。⑦「ウテクヒ(腕首)ノフトサ(太さ)」=腕首の周長。「フトサ」を径と解すると、面1では太きに過ぎるから、この場合は周長を指しているものであろう。とすれば、普通腕首の周は、握りしめた他方の手の親指と中指とを張った長さ(一摺手)にほぼ等しいから、後述「掌ノ長」と矛盾せず、ここで、面長=腕首の周=掌長=1摺手という相関関係が知られよ

(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	仏 乃 寸 法
クヒノサム相ハ面三ツオリヒトツ	額ノ上際ヨリ腰ノオヒマアハ面四	ウテクヒノフトサハ面一	ヒチヨリシモハ面二半	ヒチノウヘハ面一	左右ノ耳ヨリ項ノ広ハ面二半	耳ノ長ハ面一	左右ノ耳ノハリハ面一半	耳ノ内ハ面一半	耳ノ内ハ面一オトカヒノシタヨリトル
									但スコシマスヘシ

う。(8)「額ノ上際ヨリ腰ノオヒ(帶)マテ」=髪際下より正面の帶まで。この場合腰の帶とは正中線上の帶に当り、脇から背面にかけては、後述のように上吊りになる(18参照)。(9)「クヒノサム相(三相)」=三道相の高さ。(10)「耳ノ上ノヒロサ」=未詳。(11)「腰ノオヒ(帶)ヨリウヘ(上)腹ノ横ノシハ(皺)マテ」=腰帶中央から腹の横皺まで。ここで注意されるのは、体軸における計測部位が、先述の腰帶中央(正中線の腰帶)が1つの基準となっているこ

原 文	解 釈	規 矩	例1	例2
1 耳ノ内	面 幅	a	○	
2 左右ノ耳ノハリ	耳 張	$\frac{3}{2}a$		
3 耳ノ長	耳 長	a	○	
4 左右ノ耳ヨリ頂ノ廣		$\frac{3}{2}a$		
5 ヒチノウヘ	上轉長	$\frac{5}{2}a$	△	
6 ヒチヨリシモ	前脾長	2 a	△	
7 ウテクヒノフトサ		a	○ ○	
8 頬ノ上際ヨリ腰ノオヒマテ		4 a	○ ○	
9 クヒノサム相	上道高	$\frac{1}{3}a$	○ ○	
10 耳ノ上ノヒロサ		$\frac{1}{3}a$		
11 腰ノオヒヨリウヘ腹ノ横ノシハマテ		a	○ ○	
12 ソノウヘ乳ノシモマテ		$\frac{1}{2}a$	○ ○	
13 左右脇ノ廣	腰 張	2 a	○ ○	
14 膝ヨリシモ足ノウラマテ		3 a	○ ○	
15 裳(ハ)下ノヒロサ		(3) a		
16 不動尊ノアシノモノスヨリ…		a		
17 不動尊ノ右拳ハナカスミヨリ…		$\frac{1}{2}a$	△	
18 不動尊ノ帶ハ背アカリニス		a	○	
19 イカモ、ノ腰ユリタル…			○	
20 足ノ長	足 長	$\frac{3}{2}a$	△	
21 ヒラノ長	足掌長	a	○ ○	
22 ヒラヨリキヒスノウシロマテ	足 開	$\frac{1}{2}a$	○	
23 脇ノアツサ	腹 厚	2 a	○	
24 一尺ノ仏ハ…				
25 鼻長	鼻 長	$\frac{2}{3}a$	○ ○	
26 鼻の廣	鼻 幅	$\frac{1}{2} \sim \frac{1}{4}a$	○ ○	
27 掌ノ長	手掌長	a	○ ○	
28 鼻サキト腹トハ同程ニ出タリ			○	

第1表 「仏乃寸法」一覧 (a=面)

とである。たとえば、この腰帶から上は、ここでみた腹の横皺、次項の乳下が決定し、また腰帶から下は坐像の膝前中央位置に当るなど、腰帶が基準となっていることである。また、後述の⑭でみるように、膝から足下までは面3であり、さらにその膝までは、腰帶側面（この位置は後述のように⑯によって決まる）から同じく面3を数えることができる。⑫「ソノウヘ（上）乳ノシモ（下）マテ」=腹の横皺から上、乳の下まで。⑬「左右脇ノ廣」=腰張。⑭「膝ヨリシモ（下）足ノウラ（裏）マテ」=膝以下、足の地つきまで。⑮「裳（ハ）下ノヒロサ」=未詳。かりに裳裾の張りをいう場合、面3では広すぎ、面2では狭すぎる。⑯「不動尊ノアシ（足）ノモ（裳）ノスソ（裾）ヨリ…」=文末虫蝕のため判読不能。なお、この項目より以下に「不動尊云々」と断っている場合があるのは注目される。⑰「不動尊ノ右拳ハナカスミ（中墨）ヨリ」=右拳の中墨（正中線）からの位置。「中墨」が正中線を意味することは⑲の用例によつても明らかとなろう。⑲「不動尊ノ帶ハ背アカ（上）リニス」=腰帶は脇から背面にかけて吊りぎみに締めることをいうものであろう。⑲「イカ（怒）モモ（股）ノ腰ユリ（搖）タルハ、面ノ半ヨリ右足ノウチ（内）ノツフ、シ（踝）ヲナカスミ（中墨）ニア（当）ツ」=動勢像の右足は正中線に合わせる。不動尊のような動勢像の場合、顔の正中線の延長上に右足の踝を当てて立脚とし、他の足を遊脚にすることを指示しているものであろう。⑳「足ノ長」=足脛か。この場合、膝から踝までではなく、裳裾先から踝までの露われている脚の長さをいうものか。㉑「ヒラノ長」=足裏の長さ。㉒「ヒラヨリキヒス（踵）ノウシロマテ」=足の開き。この場合、一方の足の部位を示すものでなく、⑲と関連して右足（立脚）と左足（遊脚）の開きをいったものであろうか。㉓「脇ノアツ（厚）サ」=いわゆる脇部の厚さ。㉔「一尺ノ仏ハ面一寸可増一分也」=1尺像の分増し。1尺像の場合、面1寸に対して1分を加増すべきことを指示したものであろう。なお、ここでいう1尺像とは髪際下1尺をいうものである。㉕「鼻長」=鼻梁の長さ。㉖「鼻ノ廣」=小鼻の張り。こ

第2図 仏像規矩推定復原図（「仏乃寸法による」）

の場合、面 $\frac{1}{3}$ よりも $\frac{1}{4}$ をよしとしているのが注意される。②「掌ノ長」=掌の長さ。この場合、⑦においても述べたように、掌長=腕首の周=面長=1揃手の関係が明らかであるから、掌長は指先を含む長さとみられる。⑧「鼻サキ（先）ト腹トハ同程ニ出タリ」=側面からみて、鼻先と腹の出が同程度であることを指示したものである。

作図上の検討 以上28項目にわたる「仏乃寸法」を実際の作例に対応させて作図したのが第2図である。この場合、文中に「不動尊云々」と断っている項目があるため、かりに河内滝谷不動明王寺の不動明王立像（寛治8年）をてがかりにして検討した。また、第1表は、「仏乃寸法」の各項を要約したものであるが、これによっても明らかのように、②、④、⑩、⑯、⑯など、今後の検討にまたねばならないものがあるほかは、ほとんど作図的に矛盾なく図示できる（第1表、例1）。その結果、注意されてよいのは次のことであろう。

1)、仏像の寸法の単位・基準として「面長」が用いられていること。これは、従来からも文

『十六羅漢記所』収仏乃「寸法」について

文献上に頻出する「一搆」ないし「一搆手半」の用語を確認できる点で注意されよう。上述のように、1搆=面長=掌長=腕首周の関係が明らかであるが、これが人体に即した普遍性のある部位が基準として用いられているもので、いわば仏像の規矩の基本として重視されてよいものである。

2), 仏像の高さは髪際下が基準となること。すなわち、上述の⑧によって髪際下から腰帶(B)までが面4であることにより上半身の大きさが決定するが、立像ではさらに、腰帶B'(側面)から膝までが面3となり、また膝以下、足までが面3であるから(14), 都合、髪際下は面10となって仏像の高さが決定する。また、これが坐像の場合では、古代仏像の比例の原則(a, 膝張を直径とする円を像の正中線で地つきに接して描いた場合、上周が像の白毫位置に当ること。b, その円の中心を通り、結跏した膝に接する線と、別に三道下に引いた水平線とは、像の肩で交わること。『年報』1971参照)を摘要すれば、第1図の破線で示したような両膝部が構成されるから、その結果、坐像の髪際高が立像のそれの $\frac{1}{2}$ となることが認められる。このことも、古くからいわれている坐像は立像の $\frac{1}{2}$ という関係(たとえば、丈六の坐像は、1丈6尺の立像の $\frac{1}{2}$ 、つまり8尺である。)を認めることができる点で注目されよう。

以上、「仏乃寸法」を検討して1, 2の知見を得たが、これが造像上の規準としてどの程度の普遍性をもつものかは、もとより今後多くの作例によって実証的な検討を加えなければならない。たとえば、写真測量による平等院鳳凰堂本尊では、実測箇所がなお十分でないながらも、およそ10箇所余りでこれを確認できる(第1表、例2)。いずれにしても、今後の実測例の整備によって、より精緻な検討結果が期待できるが、その点では、この「仏乃寸法」記録は、仏像の基礎的研究や様式史的研究に不可欠な記録として注意されてよいものである。

(長谷川 誠)

註1 なお、この「丈六像支度注文案」にもとづく論文には、毛利久「引懸について」(『史述と美術』43—9、昭和48・11)および清水善三「平安末期における造仏の一例<「久安2年丈六阿弥陀仏像注文案」の場合>」(『仏教芸術』98、昭和49・9)がある。

註2 奥跋の「已上大宮説也」を、後世にいう七條大宮仏所(院派仏所)の祖、院助の系統での所説と解すれば、すでに平安末期に「大宮説也」と表現できるほどの特定な仏所の存在が推定できよう。しかし、文献上では当時大宮仏所と称する特定な名称は確かめられず、わずかに『山槐記』(治承3年12月16日の條)に「仏師法橋院慶去四月於錦小路大宮入滅」とあって、院助の孫、院慶が錦小路大宮に住んでいたことが知られるにすぎない。いずれにしても、これが平安末期の大宮仏所の存在を推定できる記述とすれば、この奥跋にも十分に留意しなければならないだろう。